

令和6年第2回中山町議会定例会会議録

令和6年3月5日中山町議会定例会を、中山町役場大会議室で開催した。

出席した議員は次のとおり

1 番	佐 東 幸 治	2 番	須 貝 勝 司
3 番	田 宮 昌 幸	4 番	刃 田 慎 二
5 番	斎 藤 眞 一	6 番	鈴 木 徹 雄
8 番	村 山 隆	9 番	渡 邊 史
10 番	鎌 上 徹		

欠席した議員は次のとおり

7 番 渡 辺 博 文

地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者は次のとおり

町 長	佐 藤 俊 晴	副 町 長	秋 葉 秀 出 男
総 務 広 報 課 長	黒 沼 里 香	総 合 政 策 課 長	神 保 勝 也
住 民 税 務 課 長	高 橋 孝 広	健 康 福 祉 課 長	渡 辺 美 喜
産 業 振 興 課 長 (兼) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 上 栄 司	建 設 課 長	佐 藤 隆 一
教 育 長	浦 山 健 一	教 育 課 長	栗 原 純

職務のために出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	高 橋 昌 一	議 会 事 務 局 書 記	武 田 明 久
議 会 事 務 局 書 記	石 川 里 佳		

会議に付した事件は次のとおり

- 議第 4 号 令和 5 年度中山町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 議第 5 号 令和 5 年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議第 6 号 令和 5 年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議第 7 号 令和 5 年度中山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議第 8 号 令和 5 年度中山町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議第 9 号 令和 5 年度中山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議第 10 号 令和 6 年度中山町一般会計予算について
- 議第 11 号 令和 6 年度中山町国民健康保険特別会計予算について
- 議第 12 号 令和 6 年度中山町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議第 13 号 令和 6 年度中山町介護保険特別会計予算について
- 議第 14 号 令和 6 年度中山町下水道事業会計予算について
- 議第 15 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の設定について
- 議第 16 号 特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議第 17 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 18 号 中山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 19 号 中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 20 号 中山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 21 号 中山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 22 号 中山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 23 号 中山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議第 24 号 中山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について

本日の議事日程は次のとおり

（別紙 議事日程第 2 号のとおり）

会議の経過

議長（鎌上徹君） おはようございます。

本日は、7番渡辺博文さんより、欠席届が提出されておりますが、9名が出席し、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議長 議長より、あらかじめ申し上げます。

本日の起立による表決において、起立しない方は全て反対とみなしますので、よろしくお願いします。

日程第1、議第4号「令和5年度中山町一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） おはようございます。

議第4号「令和5年度中山町一般会計補正予算（第9号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入の主なものについて申し上げます。

地方特例交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金103万7,000円を追加いたします。

国庫支出金につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金や補助金の減額などにより、総額で3,534万3,000円を減額いたします。

県支出金につきましては、子どものための教育・保育給付費県費負担金や産地生産基盤パワーアップ事業補助金の減額、山形県議会議員選挙委託金の減額などにより、総額で1,063万円を減額いたします。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金及びひまわり温泉整備基金繰入金の減額により、総額で1億2,250万7,000円を減額いたします。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、会計年度任用職員に係る人件費の減額、ホームページ更新業務や公共施設等総合管理計画改定業務における委託料の減額、町議会議員選挙や山形県議会議員選挙費の減額などにより、総額で3,929万7,000円を減額いたします。

民生費につきましては、保育所運営事業における会計年度任用職員に係る人件費の減額や保育・教育施設給付事業における給付費の減額などにより、総額で3,892万2,000円を減額いたします。

衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減額、ごみ処理事業におけるごみ収集委託料の減額や山形広域環境事務組合負担金の減額などにより、総額で4,571万4,000円を減額いたします。

商工費につきましては、物価高騰対策商品券事業の完了に伴う減額やひまわり温泉における施設改修工事の減額など、総額で1,881万2,000円を減額いたします。

土木費につきましては、特定空家等解体工事や木造住宅耐震改修工事補助金、公共下水道事業特別会計繰出金の減額など、総額で747万4,000円を減額いたします。

消防費につきましては、消防団運営事業の減額などにより、総額で400万円を減額いたします。

教育費につきましては、中山中学校や学校給食センターにおける光熱水費の減額、総合体育館施設管理業務委託料や町民プール施設管理委託料の減などにより、総額で1,012万2,000円を減額いたします。

公債費につきましては、令和5年度における元金及び利子の償還額が確定したことに伴い、総額で134万円を減額いたします。

予備費につきましては、歳入歳出の差額18万2,000円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。今回の1億6,794万9,000円の減額補正により、令和5年度一般会計の予算規模は、55億2,031万1,000円となるものでございます。

第2表、繰越明許費の補正であります。2款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳経費につきましては、住民基本台帳や戸籍情報等の各システムの改修業務について完了までに時間を要し、年度内での業務完了が見込まれないことから、住基システム改修委託料及び戸籍システム整備委託料を合わせて、1,136万3,000円を繰越事業とするものでございます。

6款1項農業費、果樹畑作需給拡大推進事業303万4,000円につきましては、かがやく果樹産地づくり強化事業補助金の対象となる果樹の団地化に係る事業が年度内に完了が見込まれないことから、繰越事業とするものでございます。

10款2項小学校費、長崎小学校施設管理事業805万9,000円、豊田小学校施設管理事業162万2,000円につきましては、プール塗装工事が年度内で業務完了が見込まれないこと、10款3項中学校費、中山中学校施設管理事業29万5,000円につきましては、エレベーター修繕が年度内での業務完了が見込まれないことから、繰越事業とするものでございます。

10款2項小学校費、長崎小学校保健特別対策事業36万6,000円、10款3項中学校費、中山中学校保健特別対策事業20万2,000円につきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、購入を予定するサーキュレーターについて、年度内での納品完了が見込まれないことから、繰越事業

とするものでございます。

第3表、債務負担行為補正の変更につきましては、行政情報システム機器賃借料について、当初導入予定であった機器に変更があったことなどから、このたび各年度における限度額を変更するものでございます。

なお、詳細につきましては、総合政策課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

総合政策課長（神保勝也君） それでは、おはようございます。総合政策課長、神保でございます。

それでは、私のほうから、一般会計補正予算（第9号）について、事項別明細書により、ご説明申し上げたいと思います。

議案書の7ページをご覧いただきたいと思います。

まず、9款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金103万7,000円につきましては、本年度の交付見込みによりまして、追加をさせていただくものでございます。

続いて、12款1項1目民生費負担金、1節老人福祉施設入所負担金41万8,000円の減額につきましては、入所時期等について遅れたことにより、負担金の減額をさせていただくものでございます。

続いて、13款1項3目土木使用料、3節グラウンド・ゴルフ場使用料20万8,000円の減額につきましては、今年度の使用料が確定をいたしましたことから、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、14款1項1目民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金19万2,000円、障害者医療費負担金46万7,000円、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金9万3,000円、国民健康保険産前産後保険料負担金1,000円のそれぞれの増額につきましては、保険基盤安定制度負担金等の算定額の増額により、その他、保険料の算定見込みによりまして、増額をさせていただくものでございます。

同2節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金71万7,000円の減額につきましては、今年度の給付見込額をもとに予算との差額を減額させていただくものでございます。

14款1項2目衛生費国庫負担金、1節衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,408万2,000円の減額につきましては、今年度の事業見込みによりまして、減額をさせていただくものでございます。

続いて、14款2項1目総務費国庫補助金、1節の総務費補助金、個人番号カード交付事務費補助金95万9,000円の減額につきましては、マイナンバーカードの交付事務の実績見込みによりまして、減額をさせていただくものでございます。

８ページになります。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金１５７万３，０００円の増額につきましては、住基システム及び戸籍システムの改修に係る費用につきまして、このたび増額をさせていただくものでございます。

続いて、デジタル基盤改革支援補助金１８７万円の減額につきましては、行政情報システム標準化業務に係る実績見込みによりまして、このたび減額をさせていただくものでございます。

同２目民生費国庫補助金、１節社会福祉費補助金、地域生活支援事業等補助金２４９万８，０００円の減額につきましては、利用者数の減額等によりまして、予算との差額について減額をさせていただくものでございます。

同２節児童福祉費補助金、子育てのための施設等利用給付交付金４３万１，０００円の減額につきましては、こちらも今年度の給付見込額により、予算との差額を減額させていただくものでございます。

同３目衛生費国庫補助金、１節衛生費補助金、感染症予防事業費補助金４５万５，０００円の減額につきましては、風しん追加的対策予防接種におきます、事業の実績見込みによりまして、減額をさせていただくものでございます。

続いて、母子保健衛生費補助金５２万１，０００円の減額につきましては、こちらは、産後ケア事業における、事業実績見込みが、見込みより下回っていたことから、このたび減額をさせていただくものでございます。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金７６４万４，０００円の減額につきましては、今年度のコロナワクチン接種の事業見込みによりまして、減額をさせていただくものでございます。

続いて、出産・子育て応援交付金交付事業費補助金４３万３，０００円の減額につきましては、こちらも、今年度の支出見込みが、当初予定より下回りましたことから、予算のほうを減額させていただくものでございます。

続いて、４目土木費国庫補助金、２節の住宅費補助金、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金６７万２，０００円の減額、それから、社会資本整備総合交付金６万６，０００円の減額、同じく、空き家対策総合支援事業補助金９０万７，０００円の減額につきましては、それぞれ対象となる事業費の減額によりまして、関連します補助金のほうを減額させていただくものでございます。

同５目教育費国庫補助金、１節小中学校費補助金、要保護児童生徒援助費補助金６万２，０００円の減額につきましては、援助給付費等の実績見込みによりまして、減額をさせていただくものでございます。

続いて、学校保健特別対策事業費補助金２８万２，０００円の増額につきましては、サーキュレーターを導入に伴いまして、新たに国庫補助金を追加させていただくものでございます。

続いて、１４款３項２目土木費の委託金、１節河川費委託金、河川堤防除草委託金１８万円の減額につきましては、今年度の事業がおおむね完了し、事業費の確定に伴い、減額のほうをさせていただくものでございます。

続いて、１５款１項１目民生費県負担金、１節社会福祉費負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金５８万６，０００円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金３９万１，０００円の増額、障害者医療費負担金２３万３，０００円の増額、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金４万７，０００円の増額、国民健康保険産前産後保険料負担金１，０００円の増額につきましては、先ほど申し上げました国庫負担金と同様、県負担金分についても増、減額のほうをさせていただくものでございます。

同２節児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費県費負担金３７５万９，０００円の減額につきましては、今年度の給付見込額によりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、９ページになります。

１５款２項２目民生費の県補助金、１節社会福祉費補助金、地域生活支援事業等補助金１２３万８，０００円の減額につきましては、国庫負担金と同様、利用者数の減等によりまして、県負担金分を減額させていただくものでございます。

続いて、低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金１０４万３，０００円につきましては、こちらは、県からの追加交付をいただいたことから、増額をさせていただくものでございます。

同２節児童福祉費補助金、子どものための教育・保育給付費補助金２９２万６，０００円の減額につきましては、今年度の給付見込額によりまして、予算との差額を減額させていただいたものでございます。

同３目衛生費県補助金、１節保健衛生費補助金、出産・子育て応援交付金交付事業費補助金１０万８，０００円の減額につきましては、今年度予定していた支出額が見込みを下回りましたことから、予算額を減額させていただくものでございます。

同４目農林水産業費県補助金、１節農業費補助金、農地利用最適化交付金３６万円の増額につきましては、推進委員の活動に対しまして、実績に応じて交付金のほうが増額となったものでございます。

続いて、かがやく果樹産地づくり強化事業補助金１９４万円の増額につきましては、果樹の団体化支援事業に取り組む団体に対し、県からの補助金を追加させていただくものでございます。

続いて、産地生産基盤パワーアップ事業補助金１０９万８，０００円の減額につきましては、こちらは、事業費の確定によりまして、減額をさせていただ

くものでございます。

同 6 目土木費県補助金、1 節住宅費補助金、やまがたの家需要創出事業費補助金（耐震改修支援分）、20 万円の減額につきましては、今年度の補助金額の実績見込みによりまして、歳入のほうを減額させていただくものでございます。

同 7 目教育費県補助金、1 節教育総務費補助金、教職員働き方改革推進事業補助金 24 万 8,000 円の減額につきましては、文化部活動の指導員の今年度の任用が中止によりまして、減額のほうをさせていただくものでございます。

続いて、15 款 3 項 1 目総務費委託金、5 節の選挙費委託金、山形県議会議員選挙委託金 44 万 8,000 円の減額につきましては、今年度ありました選挙費の決算見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続きまして、18 款 1 項 1 目基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金につきましては、このたびの一般会計補正予算に係ります財源調整をさせていただくため、1 億 700 万円を減額をさせていただくものでございます。

同 3 節ひまわり温泉整備基金繰入金 1,550 万 7,000 円につきましては、ひまわり温泉事業に係ります、工事費及び設計監理業務委託等の減額に伴いまして、繰入金のほうを減額させていただくものでございます。

10 ページになります。

20 款 4 項 2 目 1 節雑入でございます。スポーツ振興くじ助成金 12 万円でございますけれども、こちらは、すももウォーキングへの助成金額が確定をいたしましたことから、このたびの補正で増額をさせていただくものでございます。

ページをおめくりいただきまして、11 ページをご覧いただきたいと思います。

11 ページからは、歳出の補正予算でございます。

まず、1 款 1 項 1 目議会費、3 節の職員手当等 100 万 6,000 円の減額につきましては、所要額の確定によりまして、このたび減額をさせていただくものでございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、1 節会計年度任用職員の報酬 500 万円の減額、3 節職員手当等 47 万 6,000 円の減額、4 節市町村職員共済組合負担金等 40 万円の減額、社会保険料 80 万円の減額、8 節費用弁償の 5 万円の減額、1 つ飛びまして、12 節会計年度任用職員健康診断委託料 1 万 9,000 円の減額につきましては、会計年度任用職員の任用者数の減などによりまして、事業実績見込みにより、予算との差額を減額させていただくものでございます。

8 節に戻りまして、普通旅費 15 万円の減額、それから、18 節職員研修負

担金１５万円の減額につきましては、今年度の研修に係ります費用の実績見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

１８節町村会負担金２１万２，０００円の減額につきましては、今年度事業の執行状況等の実績見込みによりまして、予算との差額を減額させていただいたものでございます。

続いて、同２目広報広聴費、１０節の印刷製本費１００万円の減額、それから、１２節ホームページ更新業務委託料３０２万円の減額につきましては、印刷製本費については、町報やお知らせ版の印刷費の実績見込みにより減額をさせていただくとともに、ホームページ更新業務につきましては、事業が完了しておりますので、予算との差額について減額をさせていただいたものでございます。

同５目財産管理費、８節普通旅費１５万６，０００円の減額、それから、１つ飛びまして、１２節公共施設等総合管理計画改定業務委託料４８４万２，０００円の減額、それから、公共施設再配置に係る検討支援業務委託料８８万４，０００円の減額につきましては、入札によります請差など、事業費のほうが確定をしておりますので、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

では１０節に戻りまして、１０節燃料費３９万２，０００円の減額、光熱水費９６万１，０００円の減額、１４節になりますが、庁舎エアコン改修工事２２万円の減額につきましては、役場庁舎における費用でございますけれども、入札によります請差等、また、今年度の執行見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

１０節もう１つ残っております、修繕料５０万円の減額につきましては、公用車の車検などに伴います修繕料について、今年度の実績見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

それから、１２節公共嘱託登記事務委託料７８万円の減額につきましては、こちらの事務に係ります、今年度の事業の決算見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、同６目企画費、１節会計年度任用職員報酬１２０万円の減額から、４節社会保険料１５万円の減額、１８節にまで飛びますけれども、地域おこし協力隊活動費補助金９５万円の減額につきましては、地域おこし協力隊員、今年度２名と見込んでいたところでございますが、１名の採用が１１月になりましたことから、必要でなくなりました経費について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、１２節行政情報システム標準化業務委託料１８７万円の減額につきましては、事業における実績見込みによりまして、予算との差額を減額させて

いただくものでございます。

続いて、町営バス運行委託料４２万６，０００円のこちらは増額でございますが、連続運転時間の適正化等によりまして、委託料について増額をさせていただくものでございます。

続いて、１３節情報系システムネットワーク機器借上料１９万７，０００円の減額については、今年度分の賃借料が確定したことなどによりまして、減額をさせていただくものでございます。

続いて、２３節若者定着奨学金返還支援事業出捐金２５０万８，０００円の減額につきましては、県外に就職するなど、事業対象から外れてしまいました認定者分の出捐金について、令和５年度認定者に係る出捐金と相殺をさせていただくということに県からの通知がありましたことから、減額をさせていただくものでございます。

１２ページが一番最後になります。

２款２項２目賦課徴収費、１８節山形連携中枢都市圏航空写真撮影及びデータ化事業負担金３４万９，０００円の減額につきましては、負担金額の確定によりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

１３ページになります。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費、１１節通信運搬費９５万９，０００円の減額につきましては、マイナンバーカードの交付事務に要する郵送料につきまして、実績見込みにより、減額をさせていただくものでございます。

１２節住基システム改修委託料５５万円の増額、戸籍システム整備委託料１０２万３，０００円の増額につきましては、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等につきまして、国が示す実施要領の改正に伴う機能の追加等を受けまして、住民基本台帳及び戸籍システムの改修について、このたび増額をさせていただくものでございます。

１３節住民・税務システム等借上料２６万４，０００円の減額、戸籍システム借上料２７万３，０００円の減額につきましては、行政区画便覧の導入を見送るとともに、戸籍システムを再リースとしたことにより、このたび減額をさせていただくものでございます。

２款４項２目町議会議員選挙費、１節の選挙長報酬から１８節選挙公営交付金まで、総額７９９万１，０００円の減額につきましては、町議会議員選挙における実績に基づきまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

同じく、同３目山形県議会議員選挙費、同じく１節投開票管理者報酬から１３節個人演説会公営施設使用料まで、総額で４３２万３，０００円でございますけれども、こちらも、山形県議会議員選挙について、無投票ということにな

りましたことから、実績に基づき、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、３款１項１目社会福祉総務費、１９節灯油等助成金３０万円の減額につきましては、灯油等助成事業の実績見込みにより、予算との差額を減額させていただくものでございます。

２７節の国民健康保険特別会計繰出金３３万３，０００円の減額については、保険基盤安定制度負担金等の確定によりまして、このたび減額をさせていただくものでございます。

同３目老人福祉費、７節高齢者に対する敬老金１５万６，０００円の減額、ページをおめくりいただきまして、１５ページになります。１８節敬老会補助金１７万５，０００円の減額につきましては、敬老者に対する敬老金の額等が確定をいたしましたことから、このたび減額をさせていただくものでございます。

１９節高齢者入浴扶助費２０万７，０００円の、こちらは増額でございますが、こちらは、利用実績によりまして、不足額分を増額させていただくものでございます。

同じく、１９節老人福祉施設入所措置費１７万４，０００円の減額につきましては、歳入でも申し上げましたが、入所時期が遅れたことによりまして、予算との差額、減額をさせていただくものでございます。

２７節後期高齢者医療特別会計繰出金５２万２，０００円の増額につきましては、保険基盤安定制度負担金等の確定によりまして、増額をさせていただくものでございます。

同じく、２７節介護保険特別会計繰出金７万７，０００円の減額につきましては、介護保険特別会計等の補正に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額をさせていただくものでございます。

続いて、同４目心身障がい者福祉費、１節の障害支援区分判定審査会委員報酬１３万５，０００円の減額、１２節移動支援事業委託料２１万９，０００円の減額、日中一時支援事業委託料１３万円の減額、訪問入浴サービス事業委託料７万９，０００円の減額、障がい児通学支援委託料１１万７千円の減額、それから、１９節日常生活用具給付費１０万３千円の減額につきましては、こちらでも利用実績によりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

１２節障がい福祉計画策定業務委託料３万７，０００円の減額につきましては、こちらは、委託料が確定したことによりまして、予算との差額を減額させていただいたものでございます。

１９節更生医療給付費９万３，０００円の増額につきましては、給付費の

今年度の実績見込みにより、不足額等について増額をさせていただくものでございます。

続いて、３款２項１目児童福祉総務費、１０節光熱水費１１万２，０００円につきましては、こちらは、使用実績見込みにより、増額をさせていただくものでございます。

それから、１４節放課後児童クラブ用教室改修工事３３万６，０００円の減額につきましては、児童クラブ改修工事の完了によりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

１つ戻りまして、１２節中山町子ども・子育て支援事業計画策定に係る調査業務委託料４２万６，０００円につきましては、こちらは、委託額の確定によりまして、予算との差額、減額をさせていただくものでございます。

１８節児童遊園施設整備補助金１０万５，０００円の減額につきましては、今年度の事業決算見込みにより、予算との差額について減額をさせていただくものでございます。

１６ページになります。

同２目児童措置費、１節会計年度任用職員報酬６８４万円の減額、３節職員手当等１１万６，０００円の減額、４節市町村職員共済組合負担金等１８万８，０００円の減額、社会保険料１６万１，０００円の減額、８節費用弁償４万３，０００円の減額、１つ飛びまして、１２節会計年度任用職員健康診断委託料２０万９，０００円の減額につきましては、保育園におきます会計年度任用職員に係る支出見込額によりまして、予算との差額について減額をさせていただくものでございます。

戻りまして、１０節光熱水費４万８，０００円の減額につきましては、保育園における光熱水費の使用実績により、予算との差額を減額させていただくものでございます。

１２節保育園改修工事設計監理業務委託料４万７，０００円の減額につきましては、照明機器ＬＥＤ化改修工事及び空調改修工事における設計業務等について金額のほうが確定しておりますことから、予算との差額を減額させていただくものでございます。

１８節施設型給付費１，９１３万１，０００円の減額、地域型給付費４万６，０００円の増額、子育てのための施設等利用給付費８万２，０００円の減額、第３子以降保育料無料化事業費補助金２万８，０００円の減額につきましては、今年度の利用給付費や補助金等の交付見込額によりまして、地域型給付費につきましては増額となりますけれども、その他の給付費については、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

同３目母子福祉費、１９節ひとり親家庭住まい応援給付金１０万円の減額に

つきましては、今年度の給付金の給付見込みによりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、４款１項１目保健衛生総務費、４節社会保険料１８万４，０００円の減額、７節乳児検診医師等報償１４万円の減額、１２節妊婦健康診査委託料１７６万６，０００円の減額、フッ素塗布委託料１２万２，０００円の減額、産後ケア事業委託料５２万５，０００円の減額につきましては、母子保健事業に係る妊婦健康診査及び産後ケア事業におきまして、当初見込んでおりました予算額を下回りましたことから、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

１８節出産・子育て応援交付金１２５万円の減額につきましては、こちらも、当初見込んでおりました額を下回りましたことから、差額分について、減額をさせていただくものでございます。

１７ページ、ご覧いただきたいと思います。

健康管理システム改修委託料１４０万５，０００円の減額につきましては、見込んでいました改修事業より、軽微な改修で事業のほうが完了しておりますことから、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

同じく、１２節健康増進計画策定業務委託料１６万４，０００円の減額については、事業完了見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

同３目予防費でございます。まずは１２節、済みません。風しん追加的対策予防接種等委託料７３万６，０００円の減額につきましては、歳入でも申し上げました、風しん追加的対策予防接種の見込みによりまして、実績見込みによりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

戻りまして、１節の予防接種健康被害調査委員会委員報酬から、今、申し上げました、風しんを除いて、１２節の個別接種委託料までになります。総額で２，２１０万５，０００円というふうに減額になりますが、こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種について、実績見込みにより、このたび歳出のほうについて、減額をさせていただくものでございます。

それから、１８節予防接種健康被害給付費負担金３７万９，０００円の増額につきましては、予防接種健康被害救済制度に基づきまして、申請のありました医療費、それから、医療手当負担金等について、増額をさせていただくものでございます。

同４目環境衛生費、１０節燃料費５０万円の減額、それから、１２節霊柩車運行業務委託料３９万６，０００円の減額につきましては、斎場におきます燃料の使用実績見込み及び運行業務の実績見込みによりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

18ページ、同5目保健福祉センター費、済みません、17ページの1番下ですね。10節の修繕料11万1,000円の増額につきましては、ひまわり荘の機械室部品交換に係る費用につきまして、このたび増額をさせていただくものでございます。

18ページになります。

14節保健福祉センター改修等工事13万9,000円の減額につきましては、改修工事の完了によりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、4款2項1目塵芥処理費、7節資源回収奨励金10万円の減額につきましては、資源回収実施実績に基づきまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、10節の印刷製本費50万円の減額については、予定しておりました印刷業務について、今年度、更新を見送ったことから、減額をさせていただくものでございます。

12節資源回収委託料26万3,000円の減額、それから、ごみ収集委託料614万円の減額、埋め立てごみ処分委託料30万円の減額につきましては、古紙回収の所要時間、それから、ごみ収集委託契約の請差及び埋立ごみ処分量の実績等に基づきまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

同2目山形広域環境事務組合事業費、18節山形広域環境事務組合負担金899万2,000円の減額につきましては、前年度繰越金の精算等に伴い、このたび、負担金を減額させていただくものでございます。

4款3項1目簡易水道費、18節柳沢簡易水道組合補助金47万7,000円の減額につきましては、水道組合様のほうから、今年度の工事着手を予定しておりました工事が、変更依頼等によりまして、次年度に行いたいというような旨の申し出があったことから、このたび、減額をさせていただくものでございます。

5款1項1目労働諸費、12節になります。長崎駅業務委託料59万5,000円につきましては、今年度の委託契約実績見込みに伴いまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

同じく、14節羽前長崎駅西口階段補修工事37万4,000円につきましては、事業費の確定に伴いまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

続いて、19ページです。

6款1項1目農業委員会費、1節の農地利用最適化推進委員報酬14万4,000円の増額につきましては、推進委員の活動に対する交付金の実績に応じ

増額となりましたことから、委員報酬を増額させていただくものでございます。

続いて、同３目農業振興費、７節鳥獣被害対策実施隊活動報償４７万円の増額、有害鳥獣捕獲報償１３万円の増額につきましては、鳥獣被害対策実施隊の活動実績見込み及びイノシシ捕獲実績見込みによりまして、このたび増額をさせていただくものでございます。

１２節の死亡動物回収業務委託料１４万円の減額につきましては、回収業務に必要なイノシシの数が見込んでいたものより少なかったことから、予算との差額を減額させていただくものでございます。

１８節かがやく果樹産地づくり強化事業補助金３０３万４，０００円につきましては、果樹の団体化支援事業に取り組む団体に対しまして県と協調して補助金を行うため追加をさせていただくものでございます。

続いて、産地生産基盤パワーアップ事業補助金１０９万８，０００円の減額については、歳入でも申し上げました、補助事業費の確定によりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

１８節水田営農確立支援事業補助金５９万２，０００円の減額につきましては、こちらは、事業費の確定によりまして、予算との差額について、補助金を減額させていただくものでございます。

また、水田活用支援金２６４万円の増額につきましては、支援面積等が確定し、支援金の増額が必要でありますことから、このたび増額補正をさせていただくものでございます。

同５目農地費、２７節農業集落排水特別会計繰出金５０６万３，０００円の減額につきましては、農業集落排水特別会計の補正に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額させていただくものでございます。

７款１項２目商工振興費、１０節印刷製本費５万円の減、１１節通信運搬費７万円の減、手数料２万３，０００円の減額、１２節物価高騰対策商品券業務委託料１３９万７，０００円の減額につきましては、今年度実施しました商品券事業が完了しておりますことから、事業費の残額等について、減額をさせていただくものでございます。

１８節小規模事業者持続化支援補助金６３万５，０００円の増額については、支援補助金の交付先が新たに追加をされましたことから、増額をさせていただくものでございます。

続いて、３目観光費、１８節町観光協会補助金２４０万円の減額については、予定しておりました観光協会の事業について、規模を縮小し実施することなど、事業費の減額が見込まれますことから、このたび、補助金について減額をさせていただくものでございます。

２０ページになります。

4目ひまわり温泉費、10節の修繕料から17節施設用備品まで、総額1,550万7,000円の減額につきましては、施設改修工事費の減額、それから、設計監理業務委託料等についても減額となりましたことから、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

8款1項1目道路橋梁維持費、14節の特定空家等解体工事200万円の減額につきましては、解体工事等が完了しておりますので、実績見込みにより減額をさせていただくものでございます。

続いて、8款2項1目道路橋梁維持費の12節道路台帳整備委託料50万円の減額、橋梁測量設計等業務委託料22万4,000円の減額、舗装測量設計等業務委託料58万7,000円の減額につきましては、それぞれの委託料におきます決算見込みにより、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、8款3項1目河川総務費、12節河川堤防除草業務委託料19万1,000円の減額につきましては、今年度の除草業務についておおかた終了しておりますので、実績見込みによりまして、減額をさせていただくものでございます。

8款4項1目住宅管理費、12節木造住宅耐震診断士派遣事業委託料54万3,000円の減額につきましては、今年度の派遣業務における事業決算見込みによりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

21ページになります。

14節町営住宅設備更新工事15万円の減額については、ガス給湯器等、設備更新工事における実績見込みによりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

18節住宅需要創出リフォーム支援事業補助金32万8,000円の減額、木造住宅耐震改修工事補助金100万円の減額、ブロック塀等撤去費補助金31万2,000円の減額につきましては、それぞれの補助金において、交付実績見込み等によりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

同5項2目公共下水道費、27節の公共下水道事業特別会計繰出金110万円の減額については、公共下水道事業特別会計の補正に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額させていただくものでございます。

同3目公園費、15節芝管理用肥料等53万9,000円の減額につきましては、今年度の事業決算見込みによりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、9款1項2目非常備消防費、1節の消防団員報酬から18節中型免

許取得補助金まで、総額２９０万６，０００円の減額については、消防団運営事業における今年度の決算見込みによりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

同３目消防施設費、１２節消防団拠点施設建設工事設計監理業務委託料８７万４，０００円の減額については、達磨寺・向新田防災コミュニティセンター建設工事に係る設計監理業務委託について、委託金額と予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、５目災害対策費、１２節防災行政無線保守点検委託料２２万円の減額については、こちらは、今年度の決算見込みによりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、１０款１項２目事務局費、３節職員手当等２０万円の増額につきましては、一般職人件費について不足が見込まれますことから、増額をさせていただくものでございます。

７節学校のあり方検討委員会委員報償１０万円の減額については、検討委員会におきます委員報償の支出見込額により、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、１８節中体連県大会補助金７１万８，０００円の減額、同じく、１８節私立高等学校生徒学費補助金１５万円の減額につきましては、補助金の交付額の確定によりまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

同３目義務教育振興費、１節会計年度任用職員報酬３３万６，０００円の減額、３節職員手当４５万８，０００円の減額につきましては、こちらは、会計年度任用職員に係る人件費の見込額によりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

１９節準要保護等児童生徒就学援助費１３０万円の減額、特別支援教育就学奨励費２０万円の減額については、こちらも、今年度の給付見込額について、見込みより少なかったことから、減額をさせていただくものでございます。

１０款２項１目学校管理費、３節の職員手当等１５万円の減額については、こちらは、一般職員の人件費について、支出見込額により予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

２目教育振興費の１０節消耗品３６万６，０００円につきましては、国の補助金を活用いたしまして、小学校にサーキュレーター２０台の導入に要する費用について、増額をさせていただくものでございます。

１３節教育用コンピューター借上料２７万４，０００円の減額については、入札などの実績に伴いまして、予算との差額を減額させていただくものでございます。

23ページになります。

10款3項1目学校管理費、3節の職員手当等5万円の減額については、こちら、一般職の人件費について、支出見込額により、予算との差額を減額させていただくものでございます。

10節光熱水費200万円の減額につきましては、中山中学校におきます電気料の使用実績により、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

2目教育振興費、10節の消耗品20万2,000円については、こちら、先ほど申し上げましたとおり、国の補助を活用し、中山中学校にサーキュレーターを12台導入をさせていただく費用について、増額をさせていただくものでございます。

13節教育用コンピューター借上料17万3,000円の減額については、入札の実績等に伴い、予算との差額を減額させていただくものでございます。

17節教科教材用備品14万6,000円の減額につきましては、今年度の備品の購入実績により、減額をさせていただくものでございます。

18節修学旅行引率補助金10万円の減額については、こちら、今年度の補助金の申請実績により、予算との差額を減額させていただくものでございます。

10款4項1目社会教育総務費、12節草刈り委託料19万7,000円の減額については、公民館周辺等の草刈りについて、今年度の決算見込みにより、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、10款5項1目保健体育総務費、18節ウォーキング大会開催事業補助金15万5,000円の減額につきましては、第2回すももウォーキング大会の事業精算によりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、スポーツ少年団活動補助金14万円の減額については、日体大スポーツ合宿事業の中止等による今年度の事業実績見込みによりまして、予算との差額について、減額をさせていただくものでございます。

続いて、10款5項2目の体育施設費でございます。10節燃料費15万7,000円の増額、光熱水費は90万8,000円の減額、こちらにつきましては、今年度の使用量見込みによりまして、不足が生じます総合体育館の燃料費を増額させていただくとともに、総合体育館、町民プール及び町民グラウンドにおきます電気料については、減額をさせていただくものでございます。

修繕料の20万4,000円の減額につきましては、町民プールにおきます修繕料について、不用となる額を減額させていただくものでございます。

12節総合体育館施設管理業務委託料58万2,000円の減額、同じく、

町民プール施設管理委託料 80万6,000円の減額につきましては、施設管理業務委託契約について、予算との差額について、このたび減額をさせていただくものでございます。

24ページになります。

10款5項3目学校給食センター費、10節賄材料費100万円の減額につきましては、今年度、学級閉鎖等によりまして、食数の減少がありましたことから、給食の食材費を減額させていただくものでございます。

同じく、10節の光熱水費100万円の減額、13節下水道使用料、こちらは10万円の増額でございますけれども、給食センターにおきます今年度の使用量見込みによりまして、電気料については減額を、不足が生じる恐れのある下水道使用料につきましては、増額をさせていただくものでございます。

12款1項1目元金、22節長期債償還元金11万2,000円の増額、同2目利子、22節長期債償還利子120万2,000円の減額、それから、一時借入金利子25万円の減額につきましては、償還額の確定に伴いまして、予算との差額について、元金については増額をさせていただき、利子については減額をさせていただくものでございます。

13款1項1目予備費につきましては、この補正予算の差額について18万2,000円分を増額させていただくものでございます。

最後に、25ページでございます。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書でございますけれども、町長からの提案理由にもありましてとおり、行政情報システム機器賃借料につきまして、当初導入予定でありました機械の一部について変更等が生じたことから、限度額について、このたび変更をさせていただきたく思っているところでございます。限度額については、6,153万5,000円、期間につきましては、以前と変わりございませんが、令和5年度から令和11年度まででございます。

以上、長くなりましたが、令和5年度中山町一般会計補正予算（第9号）の詳細でございました。よろしくお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

ございませんか。

3番（田宮昌幸君） 今回の補正予算ということで、見させていただいたんですけれども、需要費、光熱費等の減額、そちらのほうはですね、やっぱり職員さんの努力によって減額なって、大変評価されるものだと思っております。ただし、事業費とか補助金の減額となりますと、実際この補助金をもらうような方がいなかったのか、あるいは町としてですね、広報が町民のほうに行き届いてなくて、

知らない方がいっぱいいたもんで、そういった補助金がなかったのか、その辺の検証がなされているのかなって、ちょっと疑問に思いました。

あともう一つがですね、具体的なあれなんですけれども、よろしいですか、済みません、失礼いたしました。８款の土木費、道路関係の維持管理費なんですけれども、一応、減額というような形でなっております。でも実際ですね、きのうの一般質問にもありましたように、補修工事、町の町道でいろいろ補修しなければならないようなところがいっぱいあるもので、それが実際、運用面でうまくいっていたのかどうか。

あとそれからですね、９款の消防費、こちらのほうも消防設備関係なんですけれども、去年の１１月の全員協議会の中で、須貝議員も質問にあったんですけれども、いろいろなホース関係の備品関係、水漏れしているというような指摘もありまして、それで補修はやったんですけれども、例えば、ホース購入のほうで２６本に対して、補助金というような形で出たんですけれども、実際は７９本あったというような報告を受けております。これが地域のね、予算負担分ということで、予算がなくてできなかったというようなことを聞いておりますので、そういった面で、せっかくの予算とったものが余るというようことのないように、この運用面ももう少し考えていただければと思いますけれども、その辺、ちょっとお答え願いたいんですけれども、よろしくお願いします。

議長 田宮議員に申し上げます。質問はもう少し端的に、できれば何ページの何款何項の何々という形で質問していただけますか。

３番（田宮昌幸君） わかりました。

総合政策課長（神保勝也君） まず、このたびの補正の額について、かなり大きな金額の減額となりました。例年、この段階で補正予算ということで、ある程度事業を絞っていかないと、今年度の決算のときに、かなり大きな不用額が出るということが毎年ありましたので、そこらあたり、以前からご指摘も受けていた部分でありますので、このたびの補正においても、かなりきつめに金額のほうは出してほしいということで、各課のほうに要請をさせていただき、各課から聞き取りの段階では、それぞれ理由を聞かせていただき、補正予算のほうをつくらせていただいたところでございます。田宮議員おっしゃる周知とか、事業の未執行等については、そんなことはなかったのではないかなと思いますが、もし、不足な部分がもしありましたならば、そこらあたりは今後、改善してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

建設課長（佐藤隆一君） ８款の道路維持に関しまして、今回、減額ということでさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、今年度の状況を見まして、不必要な部分について減額ということであげさせていただいたということでございます。

総務広報課長（黒沼里香君） 消防関係の今回の補正については、先ほど田宮議員からありました、ホースの部分の補正は入っておりませんで、その部分については、今年度できなかった部分は来年度に予算を計上しているということでございます。

3 番（田宮昌幸君） この消防費関係、安心・安全なまちづくりのためにもですね、町民の方、大分不安がってましたので、ぜひ、来年度の予算に反映していただきたいと思います。以上です。

2 番（須貝勝司君） 7 ページの国庫支出金ということで、個人番号カード交付事務の、これは返還のための実績に応じた 9 万 5 千 9 百 0 0 円だろうと思いますけれども、この全協では、交付率は何%というお話はお聞きしました。しかし、その%で甘んじていられるカードではないと。これは 100%になるのが基本であろうと、こういうに考えたときに、今後の進め方次第では、速やかに進むのではないかなと思うので、まず、その考え方を、まず第 1 点、お伺いします。

住民税務課長（高橋孝広君） マイナンバーカードにつきましては、申請者、また、申請された後に交付するというような状況でございますけれども、マイナンバーカードの申請状況、交付率につきましては、さきの全協でもご報告いたしております。申請が 76.8%、4 人中 3 人は交付されていると。ただ、申請されても取りに来ない、もしくは取りに来られない、そういう状況がありますので、住民税務グループのほうでは、マイナンバーカード申請された方、100%にお渡ししたいということで、再三、再度、3 回、4 回と連絡のほうをしておりますけれども、なかなか取りに来られない方も中にはいらっしゃる、そういう状況が続いておりますので、さらに連絡と、文書でもですし、電話等でも連絡をとって、限りなく 100%に近づけていきたいというふうに考えております。

2 番（須貝勝司君） ということで、今、中身はわかりました。ただ、取りに来れないということについては、年齢的な関係で取りに来れないのか、若くても時間帯が合わないのか取りに来れないのか、そういうふうなことを分析した結果、何を協力すれば%が上がるというふうなことがわかってくるのではないかなと思うので、その傾向はどういう傾向にありますか。

住民税務課長（高橋孝広君） 細かい分析のほうまではなされてない状況でございますけれども、若い人で申請はされたけれども、そのあと県外に行かれたと、そういう方も中には結構目立つ方もいらっしゃいましたので、さらにその年齢層等、もしくは分析して対処してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

2 番（須貝勝司君） ということで、私も聞いた高齢者の方の場合なんだけれども、やっぱりここまで来てするというのが大変でわかんねから、俺は行かねはあと、せっかく国からの奨励金もあるのに、そのお金も有効に利用したらいいんじゃない

ないかというふうに話をしても、なかなかそこまで出向けなかったというふうなこともあるので、電話で確認して、もし来るのに大変であれば、その書類について出向いてするというふうになっていけば、もっと進むのではないかなと、こう思います。ということはこれ、100%になって、初めて行政事務や個人に対するメリットがいっぱいあるっていう中身がよ、なかなか理解しにくいのではないかなと思うので、ぜひ、そういう意味で、大変だとは思いますが、推進をしていただきたいということです。

議長 長 答弁要りますか。

2 番（須貝勝司君） 要らない。

6 番（鈴木徹雄君） 2 点お聞きしますけども、7 ページ、14 款ね、国庫支出金、新型コロナウイルスワクチンに対する対策に、7 ページと 8 ページと 1,400 万と 700 万と削減、マイナスなってるんだけど、これは間違ったらごめんね、これは接種する人が減ったとか、そういうあれで減ってんのかなと思うんですけども、その原因というのは、まだ無料ですよ、有料じゃなくて、だから有料になったから減ったとかでなくて、2 類から 5 類になったから減ったとか、いろいろこのわけがあつと思うんだけど、そのために影響がなかったのか、例えば、間違ったらごめんね、町長も 1 回かかったよね、だからそういう人がふえたりして、そういう影響がなかったのかなということをまずお聞きしたい。

それから、19 ページ、6 款農林水産業費の 3 目ね、我が町はスポーツとフルーツの町とよく言っているんだけど、かがやく果樹産地づくりということで、これも私、全協で長々と質問したんだけど、今回はそういうことでなくて、ほめるため言うんだけど、この今さらになって、3 月になって補正として新規事業が入って来るなんておかしいなんて言ったんだけど、私は逆にこれを今回は奨励してほめますけども、お願いなんですけど、この継続で 6 年度も事業あると思うんで、例えばここの果樹振興なら振興課のほうに農政に●の職員を 1 人ふやして、そしてこの使用者のほうから町に来るんじゃなくて、町のほうから指導して、こういうものをというので、先だって指導するような人を 1 人ふやしてよ、ぜひ、かがやく果樹づくりに先頭立ってしていただきたいんですけど、どうでしょうか。

健康福祉課長（渡辺美喜君） 最初の新型コロナウイルスワクチンの件ですけれども、こちらで想定した以上に少なかったというのは事実でございます。春接種で接種券を配ったのが 4,339 名でしたが、接種したのが 3,276 件で 75.5%、秋接種後半のほうで実施したものについては、接種券 9,885 を配りましたが、4,296 件しか接種がなく、43.5%の接種率にとどまっております。傾向としては、やはりちょっと感染が多くなると問い合わせがふえるということはございますが、実際、軽症化しておりますので、あまり注射を打

たなければならないという感覚がなくなっているようで、こちらとしては、お知らせ版等で広報は頑張ったんですが、なかなか接種は進みませんでした。以上でございます。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） かがやく果樹産地づくりのご質問でございますけれども、おっしゃるとおり３年間の事業でございますので、今回の申請の方につきましては５、６、７と、来年度を予定している方もいらっしゃるしまして６、７、８という３年間という計画でございます。こちらの事業ですけれども、町のほうでサポートチームをつくってございまして、県の職員とか、あと申請される農業者の方とか、ＪＡとかということを一堂に会しまして会議体制をつくり、よりよい申請の仕方等を議論しながら進めてまいっているものでございます。これからは職員のほう、事務局が産業振興課になりますけれども、勉強し、皆様に指導してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

６番（鈴木徹雄君） コロナの件については、やっぱり減ったと。けども、軽症化したからんねかということで、そんなに影響はなかったということを認識しているんですね。それから、かがやく果樹づくりのほうは、ぜひですね、これから３年間の事業の中で、ＪＡと県と組んででもいいですけど、とにかくその中のリーダーシップを取って、ぜひ、農家のために頑張っていただきたい。以上です。

議長 そのほかございませんか。

２番（須貝勝司君） 今ありました、かがやく果樹産地っていうのは、せっかく今度、この録画配信になるわけだから、中身も少し説明しながら、どういう事業なんだと、だからそういうことで新しく農家になりたい、ふやしたいというふうなことがすぐわかるように、中身も少し公表してお答えいただくと、今度見ていただいた録画については、あ、わかりやすいなと、こういうふうになるような気がするので、その中身についても、ちょっとお知らせください。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） かがやく果樹産地づくり強化事業の中身についてでございますけれども、園地の支援内容といたしまして、園地の整備支援ということで、果樹の改植とか新植、あと棚とか雨よけ設備などで、国がその事業の１０分の５、県が１０分の２、今回当町で予算化しているのは、県と同等の１０分の２というような内容になってございます。あわせまして、新植、改植した園地の養成費ということで、こちらは定額支援になるんですが、１０アール当たり４４万円、これの内訳につきましては、国が２２万円と県が２２万円ということで、町のほうの負担はない、支援はないような形になってございます。このような内容の支援事業でございます。よろしいでしょうか。

議 長 そのほかございませんか。

5 番（斎藤眞一君） 私からはね、2 点、ちょっとお尋ねしたいと思います。まず、19 ページのね、7 款商工費の中で、18 節小規模事業者持続支援補助金というこうありますけども、増額なってますけども、その事業の内容をね、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

もう 1 点につきましては、次のページですね、21 ページのこれは土木費の中で、18 節のブロック塀等撤去費補助金、減額 31 万 2,000 円とあります。この事業については、目的がね、通学路の安全対策がそこに織り込まれていると。そういう中で、どういう危険場所が何カ所あって、要はこれ、実績知りたいんです、私。何カ年かこの事業やっているんですが、その実績、1 回も報告もないし、どれほど、どれくらいのその撤去によって安全性が確保されたかというね、証明もしなきゃなんないでしょって、俺、思うんですよ。毎春、この通学路のね、各団体の人たちが道路を歩いて見るわけですよ、そこら辺は教育長ね、あなたのところから、土木費の中でも出てますけども、あなたのところの所管する、児童の通学路の安全を確保するためにその事業が必要ですよっていうことなんですよ。ですから、あなたのところ関係ないのではなくて、あなたのところが非常にこれ大事な事業だと私、思うんですよ。その辺のところのね、実績とか、そういうものをあなたのところでつかんでますか。ちょっとお尋ねします。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） 小規模事業者持続化支援補助金の内容についてのご質問ということで、お答えいたします。こちらの補助金ですけれども、町内の小規模事業者等が商工会を通じて申請いたしました設備投資等補助金に対し、商工会が上乗せして補助金を交付する事業に対し、町でも補助をする事業でございます。具体的に補助をしている補助金名、補助の申請設備等の名称を例示いたしますと、山形県中小企業パワーアップ補助金とか、申請されたものに対して、町が一部補助するようなものでございます。よろしくお願いいたします。

教育長（浦山健一君） ブロック塀の撤去補助ということでのご質問でしたけども、春先に両小学校のほうで、通学路点検というのを子どもたちの一斉下校にあわせて、職員が同行して、その児童の情報なども得ながら確認するというふうなことを行っております。そんな中で、指摘されたものが町の教育委員会のほうに上がって来るわけですが、そのようなものを一覧にして、今度は 8 月上旬に国土交通省の道路維持とか、県のほうとか、あと警察関係、そして町関係、学校関係の職員の合同チームで、重点的にその危険箇所を実際に点検しながら、また、そこで得た情報をもとに全員でどのような対策を講ずるかということで、担当する所属の課とか、どういうふうな時期にと、そんなところを話し合っ

て、今まで改善してきたということでもあります。

ブロック塀については、特に危険というふうなことで取り組んできたのが、梅ヶ枝町方面から長崎小学校に通学するときに通る、頼円寺脇の高さ2メートルを超すようなブロック塀ということで、何年か前からそういう報告、改善すべきということで報告を受けてきていたわけで、実際に頼円寺の住職さんに直接お話をしながら、改善に当たっていただいて、それが2年前ぐらいですかね、高さをこのぐらいにしまして、そこに鉄柵を設けて目隠しにしているというふうな状況に改善されたというふうなことがありました。町内を巡ると、40年とか50年ぐらい経つようなブロック塀が結構ありまして、そういったところについてもできれば各家で点検していただいて、少し上に上がっている屋根のようなところは外れて落下しやすいような状況などもありますので、何らかの対応をしていただければと思うところもあるわけですが、そういったところを毎年確認しながら、場合によっては学校のほうから、町の教育委員会のほうから、各家庭に出向いて直していただくなどということで、対応をしているという状況でありますので、そんなところを町民の方にもお知らせしながら、安全なまちづくりにご協力していただければというふうに考えております。以上であります。

5 番（斎藤眞一君） 今の通学路のことから話を申しますと、私はそういうふうな対応で事業を推進してることはわかります。私知りたいのは、ここ何年間でこの事業をやっているわけですが、実際危険箇所として指定した場所が何カ所あって、どれくらい改善されているのかということが知りたいんですよ。もうそれがデータとしてないならないでいいですよ。ただこれは、そういう結果を求められる事業であると、私認識してますので、そのような事業の効果と言いますかね、事業を推進して、こういうこと効果が出ましたよというような形に、後々ね、後々、スピードアップしてもらってもいいんですが、そういう資料をね、私がほしいわけですよ。ですから、そういう事業の進捗、並びにそういうふうの改善された、どこから改善されました、何カ所がそういう実施されましたよということをよ、やっぱり知らせることが町民の皆さんに安心を与える、また、父兄、子どもらにもその安心感を持ってもらえるということになるので、どうかそこら辺はそのような形でね、何らかの成果を出していただけないかなと思う一人でございます。じゃあ、いいですよ、はい、教育長。

教育長（浦山健一君） 全体的な補助を受けたというふうな件数については確認してませんので、これについては建設課のほうからお話を聞きながら、教育委員会としても把握して、学校とか、総務広報課のお知らせ版などを通じて、町のほうに、町民のほうに還元していきたいなと考えております。

建設課長（佐藤隆一君） ブロック塀の補助につきまして、今までの実績ということで、

ご報告のほうさせていただきたいと思います。あくまでも件数だけになりますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。令和元年度4件、令和2年度4件、令和3年度はなく、令和4年度が7件で、令和5年度が2件ということでの実績になっております。

5 番（斎藤眞一君） ありがとうございます。あともう1点ね、先ほど来、小規模事業ね、持続化支援補助金のことで、今、説明あったんですが、それ、県とか市とかね、そういうふうなパワーアップ事業で、その小規模事業者を支援すると。これを強化してもらわねと、今の小規模事業者、特にね、商店とか、そういうふうな事業者が非常に困窮してきますよ。ですから、増額でよかったんですが、63万5,000円増額なってることに対しては、これはよかったんですが、もっとこのね、この事業をね、我々の町では強化をしていただくような施策をね、打ってもらえないでしょうかということですよ。そこら辺、課長、どう考えてますか。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） 商工会の申請で、その国の補助金で、その残り分について町で補助をするというものでございまして、こちらの成果につきましては、商工会主導でしてくださってるものですので、商工会のほうと、このお話などもお伝えしながら連携してやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5 番（斎藤眞一君） だから、キャスティングボードが商工会が握ってますよね、そういうふうに聞けるんですよね。ちょっとね、視点変えたとね、町からそういう事業をね、商工会に紹介してくださいよってね、予算もちゃんと町で出しますよっていうよ、逆、要はよ、逆の視点で、ここを強化してもらわないと、我々の生活が脅かされますよ。当然、事業者も脅かさってるわけですから。そこを私、お願いしたいのよ。だから、課長のところで事業を起こさんねわけですから、その課の中でね、グループでね、どういうふうな話し合いをそこで持つかですよ。それを商工会の別の団体さ話をしなきゃなんないわけですよ、プレゼンね。そこが非常に俺、重要だと思うんですよ。だから、そういうふうな形をね、堂々巡りしているような感じするんですよ。我々の所管なんだけど、主体がそっちにありますよ、別な団体だってね、主体がそっちにありますよ。そうでなくて、逆、所管するグループでそこを政策立案して、逆に、関連する団体さそういうことの事業強化をね、やっぱり推進していかないと、どうか。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） 事業を進める上でのPRとか、その事業を進めるための施策について、こちらで提案して町民のほうに伝え、そして商工会とも連携してというご提案だと思います。勉強してまいります。よろしくお願いいたします。

議 長 そのほかございませんか。

1 番（佐東幸治君） 18 ページの 4 款 2 項衛生費、清掃費の中段の部分なんですけども、ごみに対する委託料ですとか、あと山形広域環境事務組合の負担金などが減ってるんですけども、実際にごみが減ってるのかということと、そしてごみが減ってるのであれば、どういうふうに分析しているのかということをお伺いします。

住民税務課長（高橋孝広君） ごみのほうの委託料、減額なっておりますけども、こちらのほうは、資源回収にしてみれば、町のほうで委託しているところに、1 日 4 時間とかってお願いしているんですけども、そちらのほうの時間が 4 時間ではちょっと長くて、毎月ですか、3 時間で間に合うと。そういうところで時間短縮で委託料を減らすと。また、収集委託料につきましては、回収のほうが時間かかれば、その分、増額というような形になるんですけども、1 日の改修時間内で、通常 8 時間、7 時間とかになりますけど、その時間内で全部終わっているということで、当初予算でいただきました予算のほうの増額しなくてもいいということで、収集委託料のほうは減額させていただいたような状況でございます。

また、広域環境事務組合のほうの、こちらのほうは減額ですけれども、こちらのほうは全体としては、ここ何年、コロナ禍でごみのほうが多くなるのではないかとこのところですけども、大体ここ 3 年ぐらいは横ばいのような状況でございます。ですので、ふえると予想して予算立てしておりますけども、そちらのほうは使わなくていいということで、今回減額というような形になっております。以上です。

1 番（佐東幸治君） ごみの量はそんなに変わってないということで、いろいろ効率よくやっていたいていいるせいで、時間単価で安くなっているということで受け止めてよろしいでしょうか。

住民税務課長（高橋孝広君） はい、そのようでございます。よろしく申し上げます。

議 長 そのほかございませんか。

8 番（村山隆君） 2 点お伺いいたします。まず 24 ページ、給食センターですか、光熱水費が減っているというのに対して、下水道使用料だけが 10 万円の増額と。普通、水道料がふえたのであれば下水道料もふえると、そこは連動するのかなと思うんですが、これどうして、光熱水費ですから、ほかの分野もあるんでしょうけども、単純に考えてちょっと合わないというふうに思うんですが、その原因はどういうことなのでしょうかとというのが 1 点。

もう 1 点、観光協会の 240 万の減額ですが、きのう山形新聞に九左衛門家のひなまつりの記事が出ました。また、先週の土曜日に YTS で生中継で、ことしの 4 軒のひな人形の模様が大変放映されて、大変よかったなというふうに

思っているところです。しかし、2月の末に山新の広告局が出した、ひなの道という、ひなまつりに特化した広告のページと言うか、別冊がありました。それには中山町としては、中山町のPRの部分がゼロだったと。県全体の各市町村の1行の紹介だけで済んでいたというふうなことがありました。そういうのも含めて、観光行政、観光に関する分野を観光協会という形でなっているのかなと思うんですが、要は予算つくる段階で、事業ごとに予算を割り振りをして、事業が消化できなかった、あるいは事業が縮小したという部分で、未消化が240万なったというふうに類推はしますけども、逆に言えば、もうちょっと観光行政というのは1年間全部見渡せるわけじゃないんですから、ある程度、その広告費とか、あるいはそういう対外の渉外費とか、あるいはいろいろな形でお金を使わなきゃいけない部分があると思うんです。そういうのを今現在、どのくらい取っているのかなというふうに思うのと、町として、その広告に関する費用は観光協会が持っているのか、それともいろいろな形、各課ごとにいろいろなそういうものがあるのかどうか、その辺も含めて、ちょっと多岐に渡りますけども、お伺いしたいんですけど。

教育課長（栗原純君） 学校給食センターの光熱水費と下水道料金の関係についてのお尋ねでございました。学校給食センター、光熱水費につきましては、水道料と言うよりも、電気料の関係で減額したのに対して、水道料金のほうはさほど減額する要素はなかった、むしろ、下水道料金同様、ちょっとふえていたというふうなことがあったと思います。ですので、光熱水費のほうは減額したわけなんですけれども、下水道料金については増額したというふうな結果になっております。以上です。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） 観光協会の減額のご質問ということでお答えいたします。まず、減額の内容についてもう一度お話をさせていただきますと、おっしゃるとおり、事業の説明でも申してありますとおり、事業は縮小して実施したため残額があったためということで、今回減額させていただくというような内容になってございます。観光協会予算ですけれども、観光協会の予算になると思いますので、事業費の中に、全国かぶと虫相撲大会費の予算とか、元祖芋煮会in中山の経費とか、そういったことで予算のほうは計上してありますので、どうしても、あと別に事業PR費というような項目もございしますけれども、基本的にそちらで使うには、残額をそこで使うには流用等手続きが必要ですが、今現在の今年度の予算の執行見込みを見て、それが必要という判断はしておりませんので、減額させていただいたというような中身でございします。

あと、各課で観光PR費を持っているかということのご質問だと思いますけれども、当課につきましては、観光PR費を町予算でというのは持ってござ

いません。あと、今回の山新の挟み込みの件、聞いているところでございますけれども、昨年も同じようにつくったという経過があるようで、その山新の広告会社さんがつくられたというふうに聞いておるんですが、そちらのほうで、去年出されたところにお声がけをされたということで、当町にはお声がけがなかったために、そういった掲載する、しないの判断がなかったというような話を聞いてございます。もし聞かれているならば、そういった検討に入れたのかなとは思いますが、今年度についてはそういった実態だということで聞いております。以上、よろしくお願いします。

8 番（村山隆君） ありがとうございます。給食センターのほうは、じゃあ水道料はふえているということでいいですか、だから下水道料もふえたと。光熱水費の中の電気料は減ったけども。でも水道にしても何でふえてんのかと思って、食数が減っているということは、稼働日数も含めて、少ないはずだなというふうに思うんですが、その辺ちょっと、因果関係だけ教えてください、1 点だけ。

あと、その観光の予算についてですけども、だから要は町として予算を持ってないと、それは当然かなと思います。そういうのを一手に引き受けるのが観光協会と言うか、そういう部署なんだなというふうに私は思いますし、そのためにはやっぱり町と同等、あるいは同等と言うよりも、町の宣伝プロパガンダをする、観光に限らずですね、町のイメージアップをしていく、町長の言うシンビックプライドを実現していくためにも、観光協会は私は必要だと思いますし、重要なポストがあるんだなというふうに思いますので、法人化をぜひ急ぐべきだなというふうなところは思うところではありますが、それも含めてですね、やっぱり常日ごろの情報発信がないと、やっぱりそういうふうなお声もかからないというふうにことになってくるときもあると思うんですね。先ほどの、山新さんいらっしゃるけども、新聞の広告なので、あれは、はっきり言って、確かに取捨選択あるでしょう。そのときお声かかんなかったという事情も何となくはわかるんですが、町民の方はあれを見て、何で中山町、ひなまつり、ひなまつりって言ってんのに、何で一言もないんだと、大変憤慨して電話を寄越した方もいらっしゃいましたので、そういう意味では常日ごろからの、そういうふうな対外的な、何て言うのかな、発信というのは必要だと思いますし、それはやはり観光協会なりが主体的にその部分を担っていく必要があるというふうに私は思いますので、ぜひ、その辺を町長、どういうふうに考えるか、教えてください。その部分だけ。

教育課長（栗原純君） 学校給食センターの水道料金につきましては、手元に詳細な資料を今、持ちあわせておりませんので、当初予算で想定した水道料以上の使用があったかということは、現在お答えできない状況であります。ただ、学校給食センターにつきましては、オール電化の給食調理施設というふうなことで

ございますので、光熱水費の主な部分を占める電気料等の高騰によりまして、電気料につきましては一定程度の予算を計上したところでございますが、結果として100万円の減額と。下水道使用料につきましては、水道料と下水道料金は連動するものでございますので、予想としては、水道料も一定程度使用したために、下水道料金が不足したというふうなことで捉えているところでございます。

町長（佐藤俊晴君） ひなまつりのPRに関してを発端に、観光協会のあり方ということで、村山議員のほうからご指摘と言うか、ご意見いただきましたけども、昨日の山新のほうには、きょう山新さん来てますけども、山新さんからは第1面と、あと中ほどのほうに小塩の田植え踊りのことも載せていただいたということで、かなりPRになったなというふうに私は思っております。私も村山議員同様に、ひなまつりの広告が出たときには、何も中山町のこと載ってないなと思って、担当課に問い合わせしたというふうなところでした。そういうことも含めて、やっぱり観光協会のあり方、やっぱり補助金というふうなあり方の性質上、なかなか難しいんだろうなというふうに思ってます。そういうふうな色をつけないで、全体的に観光協会が独自で考えて行動できるような組織体にしていかなければいけないというふうには前から思っておりまして、ぜひ来年度ですか、法人化というものも目指しながら、中山町の観光というものに力を入れていくべきだなというふうに考えておるところでございます。

議長 そのほかございませんか。

4番（宍田慎二君） 19ページの6款1項の農業振興費の中で、報償費として、鳥獣駆除の料金のほうが、鳥獣被害対策実施隊活動報償と鳥獣捕獲報償のほうが増額されているにも関わらず、回収のほうが減額されているということで、この回収されなかったやつが多分あったから、そういう減額になっていると思うんですが、その回収されなかったものに対してはどういった処理をされているのか、少し教えてください。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） 死亡動物回収業務委託料ですけども、イノシシに関する回収委託料です。業者さんに処理場まで持って行って処分していただくというものになりますけれども、いわゆる食べていただく場合があります。その際に、残った皮とか頭とか、ちょっと生々しい話ですけども、そちらのほうの処分になったときには安い金額で処分していただいております。つまり、処分するものが少なくて済んだため、頭数はありましたけれども、食するなどをしていただいたため、そちらの処分料が少なくて済んだというものでございます。よろしくお願いいたします。

4番（宍田慎二君） 食べられたという分では、有効活用でいいかなと思うんですけれども、その処分された頭数と、回収された頭数自体、重さとかじゃなく、頭数

自体は大体合ってるということではよろしいでしょうか。

産業振興課長（兼）農業委員会事務局長（井上栄司君） 頭数は、まず、報償のほうで頭数のほうははっきりわかりますし、ご報告いただいてまして、その処分についてはどうしたというのは、こちらでもあわせて確認しておりますので、合っております。お願いいたします。

議長 そのほかございませんか。

9 番（渡邊史君） 2 点ほどお伺いいたします。まず、16 ページ、保健衛生費、保健衛生総務費の中の委託料と負担金のところですか。妊婦健康診査委託料と出生子育て応援交付金など減額となっておりますが、これは主な理由は出生数の減少かと想像しますが、原因について教えていただきたいと思います。また、健康診断、妊婦健診を受けられない状況があるとか、受けられない状況にあるような方がいらっしゃるのかどうかについても教えてください。

もう 1 点、17 ページの予防費の中の予防接種健康被害給付費負担金というところで増額になっておりますが、ちょっと初めてでわからないので、教えてください。こういった給付費が発生することはたびたびあるものなのでしょうか。可能な範囲で、状況など、教えていただければと思います。以上です。

健康福祉課長（渡辺美喜君） ちょっと量が多くてですね、ちょっと確認してんですけど、最初の衛生費の委託料関係については、妊婦健診関係はご想像どおり、5 年度はすごく出産数が少なくて、そちらの妊婦としての母子手帳交付数も少なくですね、数が少なかったのは事実でございます。4 年度は 48 人が妊婦健診を受けていらしゃったんですけども、5 年度については 24 人と半分になってしまいまして、想定で当初予算出しておりますので、その分が減額になってしまったということです。出産子育て応援交付金のほうもこちらと連動しておりますので、出産する場合と、母子手帳交付時に交付しますので、想定より少なくなってしまったということです。

あと、予防接種の件は、コロナの予防接種被害のほうですけども、当町のほうでも、年に 1 人ぐらいずつ申し出がございまして、今回、昨年中に認められたものが 1 件ありましたので、そちらについて、今後、お支払いしていくことになると思います。以上です。

9 番（渡邊史君） 令和 4 年度に比べて、令和 5 年度、半減しているというところ、すごく重く受け止めないといけないのかなというふうに思っています。出生数がふえる、出産する方がふえるような対策を来年度期待しておるところです。先ほど、もう 1 点、わかる範囲でなんですけれども、健診を受けられないとか、受けていないというような状況はないということで、把握されておりますでしょうか。

健康福祉課長（渡辺美喜君） こちらとしてですね、出生数が 24 名だったので、受け

ていない方はいないと考えております。

議 長 そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第4号「令和5年度中山町一般会計補正予算（第9号）について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立)

議 長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(午前 11時55分)

議 長 再開します。

(午後 1時00分)

議 長 日程第2、議第5号「令和5年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第5号「令和5年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

県補助金につきましては、保険給付費や特定保健指導等に係る費用の減により、保険給付費等交付金を3,474万8,000円減額いたします。

他会計繰入金につきましては、保険基盤安定制度負担金等の算定額の補正により、一般会計からの繰入を33万3,000円減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

保険給付費につきましては、給付見込額の変更により、一般被保険者療養給付費を2,900万円、一般被保険者療養費を140万円、一般被保険者高額療養費を400万円減額いたします。

保健事業費につきましては、特定保健指導等に係る経費の見込額の減により、特定健康診査等事業費を71万3,000円減額いたします。

予備費につきましては、歳入歳出の差額 3 万 2, 0 0 0 円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。今回の 3, 5 0 8 万 1, 0 0 0 円の減額補正により、令和 5 年度国民健康保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ 1 1 億 6, 4 4 3 万 7, 0 0 0 円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第 5 号「令和 5 年度中山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立)

議 長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議第 6 号「令和 5 年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第 6 号「令和 5 年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、保険料収納見込額の増により、特別徴収保険料と普通徴収保険料の合計で 5 1 8 万 2, 0 0 0 円を増額いたします。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定により、当初予算額との差額 5 2 万 2, 0 0 0 円を増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

広域連合納付金につきましては、保険料収納見込額の増額と保険基盤安定繰入金の確定に伴い、5 7 0 万 4, 0 0 0 円を増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。今回の 5 7 0 万 4, 0 0 0 円の増額補正により、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計の予算規模は、歳入

歳出それぞれ１億６，９９５万１，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第６号「令和５年度中山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起 立）

議 長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４、議第７号「令和５年度中山町介護保険特別会計補正予算（第４号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第７号「令和５年度中山町介護保険特別会計補正予算（第４号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

国庫支出金の国庫補助金につきましては、地域支援事業交付金を１５万４，０００円減額いたします。

支払基金交付金につきましては、地域支援事業支援交付金を２７万円減額いたします。

県支出金の県補助金につきましては、地域支援事業交付金を７万７，０００円減額いたします。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、地域支援事業繰入金を７万７，０００円減額し、基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金を１７万２，０００円減額いたします。

次に、歳出について申し上げます。

地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の通所・訪問・生活支援サービス事業費である第１号通所事業給付費を１００万円

減額いたします。また、包括的支援事業・任意事業費である地域包括支援センター運営委託料を25万円増額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。今回の75万円の減額補正により令和5年度中山町介護保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ14億4,366万7,000円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。
質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第7号「令和5年度中山町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立)

議 長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第8号「令和5年度中山町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第8号「令和5年度中山町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

中山町農業集落排水処理施設管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止に伴いまして、現在の基金残高の全額を特別会計へ繰入れるため基金繰入金を506万3,000円増額し、この増額分を歳出の財源に充てるため一般会計繰入金を506万3,000円減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

維持管理費につきましては、歳入補正により財源内訳を変更いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。これにより令和5年度中山町農業集落排水特別会計の予算規模は、変わらず、歳入歳出それぞれ4,75

1万8,000円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第8号「令和5年度中山町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立)

議 長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第9号「令和5年度中山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第9号「令和5年度中山町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

歳出の減額に伴いまして、一般会計繰入金を110万円、町債の流域下水道事業債を90万円、それぞれ減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

公共下水道管理費総務管理費につきましては、令和5年度消費税納付額の確定に伴いまして、公課費を116万円減額いたします。

流域下水道事業費につきましては、最上川流域下水道事業、山形処理区建設負担金を県からの通知により84万円減額いたします。

公債費の下水道事業債償還元金につきましては、歳入歳出補正により財源内訳の変更をいたします。

第2表、地方債補正につきましては、公課費や負担金の歳出が減額になったことなどから、流域下水道事業債90万円を減額いたします。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。今回の200万円の減額補

正により、令和５年度中山町公共下水道事業特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ４億８，５１６万２，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第９号「令和５年度中山町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起 立）

議 長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第７、議第１０号「令和６年度中山町一般会計予算について」から、日程第１１、議第１４号「令和６年度中山町下水道事業会計予算について」までの議案を一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第１０号「令和６年度中山町一般会計予算について」の提案理由を申し上げます。

先に行われました議会全員協議会において、令和６年度の町政運営に当たる基本方針を申し上げましたが、その考えのもと予算編成を行いましたところ、令和６年度一般会計の予算総額は、５６億３，６００万円、前年度当初予算に比較して４億８，０００万円、率にして９．３％の増となるものでございます。

では、歳入の主なものについて申し上げます。

初めに、町税につきまして、町民税は納税者の動向や給与・雇用等の情勢、景気動向、また、令和６年度税制改正による個人住民税の定額減税などを勘案し４億３，０１９万８，０００円を計上しております。

固定資産税は、評価替えの影響を見込み、４億３，０３６万２，０００円を計上しております。

軽自動車税、町たばこ税等については、令和５年度の徴収実績等を考慮し計

上しております。

その結果、町税全体では、9億6,399万6,000円を計上しております。

続いて、地方消費税交付金につきましては、令和6年度地方財政計画と令和5年度決算見込みなどを勘案し、2億4,000万円を計上しております。

地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除及び定額減税の実施に伴う地方公共団体の減収等を補填するために交付されるものであり、5,208万5,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、令和6年度地方財政計画をもとに、普通交付税は19億6,045万6,000円を、特別交付税は1億5,000万円、総額で21億1,045万6,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金や児童手当負担金、デジタル田園都市国家構想交付金など、総額で4億2,153万円を計上しております。

県支出金につきましては、国民健康保険基盤安定制度負担金、障害者自立支援給付費負担金、多面的機能支払交付金、県民税徴収委託金など、総額で3億4,820万円を計上しております。

寄附金につきましては、ふるさと寄附金など、総額で3億10万円を計上しております。

繰入金につきましては、財政調整基金や、ふるさと応援基金などからの繰入を行い、総額で4億7,562万9,000円を計上しております。

諸収入につきましては、産業立地促進資金融資制度預託金元金収入など、総額で1億3,202万1,000円を計上しております。

町債につきましては、保育所施設管理事業債や保健福祉センター管理事業債、道路橋梁改良事業債などの借入れを見込み、総額で2億9,620万円を計上しております。

以上の結果、歳入の総額では、56億3,600万円となるものであります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費につきましては、議員報酬や期末手当、議会広報紙などの印刷製本費や通信機能付きタブレット端末借上料など、総額で8,056万6,000円を計上しております。

総務費につきましては、総務管理費では、LINEを活用した町公式SNS構築業務を含む広報関係事業や町民や事業者が利用できるGISクラウドサービスを実装し、地理空間情報を整備し公開していく統合GIS構築関連業務を含む行政システム管理事業、定住促進・住宅取得事業補助金などの移住定住推進事業やふるさと納税推進事業など、総額で8億5,175万8,000円を

計上しております。

徴税費では、町民税や固定資産税の賦課徴収に係る経費や収納対策事業など、総額で9,601万4,000円を計上しています。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍システム整備委託料や住民票や印鑑証明などの証明書コンビニ交付に係る経費など、戸籍・住民基本台帳経費やマイナンバーカード関連事業など、総額で5,829万3,000円を計上しております。

選挙費では、山形県知事選挙費など、総額で790万3,000円を計上しています。

次に、民生費につきましては、社会福祉費では、国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計等への繰出金、障害者自立支援事業など、総額で9億6,550万円を計上しております。

児童福祉費では、放課後児童クラブ運営事業や児童手当支給事業、なかやま保育園の運営経費や空調設備の改修工事、保育・教育施設給付事業など、総額で7億7,990万6,000円を計上しています。

続きまして、衛生費につきましては、保健衛生費では、健康診査・がん検診事業、感染症予防事業、保健福祉センター空調設備改修工事を含む保健福祉センター費など、総額で3億1,894万6,000円を計上しています。

清掃費では、ごみ処理事業や山形広域環境事務組合への負担金として、総額で1億6,964万円を計上しています。

労働費につきましては、労働者福祉対策事業や羽前長崎駅及びその周辺に係る管理経費など、総額で1,134万2,000円を計上しています。

農林水産業費につきましては、農業費では、かがやく果樹産地づくり強化事業補助金を含む果樹畑作需給拡大推進事業や水田営農振興事業、また田んぼダム支援を含む多面的機能支払交付金事業など、総額で1億5,795万6,000円を計上しています。

続きまして、商工費であります。小規模事業者持続化支援補助金や開業支援事業補助金などの商工振興事業やひまわり温泉管理運営事業など、総額で2億3,104万3,000円を計上しています。

土木費につきましては、道路橋梁費では積雪深自動モニタリングシステムの導入業務を含む道路除雪事業や町道・橋梁などの補修に要する経費など、総額で2億10万4,000円を計上しています。

河川費では、流域治水対策事業や河川関係受託事業など、1,422万3,000円を計上しています。

住宅費では、町営住宅管理事業や住宅改修等支援事業など、総額で2,532万5,000円を計上しています。

都市計画費では、下水道事業会計への繰出金やひまわりグラウンド・ゴルフ

場の施設管理経費など、2億7,305万7,000円を計上しています。

続きまして、消防費であります。消防事務委託事業や消防施設・設備整備事業など、2億9,140万6,000円を計上しています。

教育費につきましては、教育総務費で、学校の将来構想検討委員会の開催や中体連県大会補助金などの事務局運営事業、特別支援教育支援員については全体で9名を配置し、特別支援教育支援員報酬を含む学校支援事業など、総額で1億2,342万4,000円を計上しています。

小学校費では、豊田小校舎外壁やグラウンド周囲フェンス修繕や長崎・豊田両小学校の管理に要する経費、教科教材用備品等の購入など教育振興に要する経費など、7,973万5,000円を計上しています。

中学校費では、中山中学校の管理に要する経費や教育用コンピューター借上料などの教育振興に要する経費など、総額で4,919万9,000円を計上しています。

社会教育費では、学校・家庭・地域の連携協働推進事業や中央公民館の管理事業、町立図書館や歴史民俗資料館の管理事業、お達磨の桜樹勢回復処理や文化団体への補助金、旧柏倉家住宅の施設管理や修繕、公開業務など、全て総額で1億5,429万円を計上しています。

保健体育費では、すももウォーキング大会やドリームベースボール開催、スポーツ少年団活動補助金、町総合体育館をはじめ、町民プールや町民グラウンドなどの体育施設の維持管理経費、賄い材料費や給食調理業務の委託など学校給食センターの運営、施設管理に要する経費など、1億6,854万8,000円を計上しています。

続きまして、公債費につきましては、地方債の償還に要する元金分と利子分、合わせまして総額で4億4,625万4,000円を計上しています。

以上の結果、歳出総額では56億3,600万円となるものであります。

続きまして、第2表、債務負担行為につきましては、第3次中山町地域福祉計画策定業務委託料590万7,000円を、新たに設定するものでございます。

第3表、地方債につきましては、保育所施設管理事業債9,780万円、保健福祉センター管理事業債1億3,030万円、道路橋梁改良事業債5,960万円、臨時財政対策債850万円、総額で2億9,620万円を借り入れるものでございます。

以上、令和6年度一般会計予算の概要を申し上げましたが、諸施策の円滑な遂行と効果的な予算の執行により、町政の着実な進展と町民福祉のより一層の向上に最善の努力をしてまいりますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議第 11 号「令和 6 年度中山町国民健康保険特別会計予算について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入の主なものについて申し上げます。

国民健康保険税につきましては、一般被保険者分、及び退職被保険者の滞納繰越分を合わせて 1 億 8, 578 万 4, 000 円を計上しております。

県支出金につきましては、保険給付費等に要する費用に交付される普通交付金等 8 億 8, 191 万円を計上しております。

繰入金につきましては、一般会計と基金からの繰入を合わせまして、1 億 2, 161 万 1, 000 円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、一般管理費や賦課徴収費等 4, 132 万 8, 000 円を計上しております。

保険給付費につきましては、療養諸費や高額療養諸費 8 億 6, 614 万 8, 000 円を計上しております。

国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせまして、2 億 5, 628 万 4, 000 円を計上しております。

保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費や疾病予防費等 1, 677 万 7, 000 円を計上しております。

以上の結果、令和 6 年度中山町国民健康保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ 11 億 9, 124 万 3, 000 円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議第 12 号「令和 6 年度中山町後期高齢者医療特別会計予算について」の提案理由を申し上げます。

初めに、歳入の主なものについて申し上げます。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の合計で 1 億 2, 568 万 5, 000 円を計上しております。

負担金補助及び交付金につきましては、保健事業負担金等 712 万 2, 000 円を計上しております。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金として 5, 107 万 2, 000 円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費につきましては、健康診断委託料等 964 万 7, 000 円を計上しております。

広域連合納付金につきましては、保険料等負担金等 1 億 7, 414 万 9, 000 円を計上しております。

以上の結果、令和6年度中山町後期高齢者医療特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ1億8,422万7,000円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議第13号「令和6年度中山町介護保険特別会計予算について」の提案理由を申し上げます。

初めに、介護保険特別会計予算につきましては、中山町第9期介護保険事業計画に基づき保険給付費や各種事業についての予算の編成をしたところであります。

最初に、歳入の主なものについて申し上げます。

介護保険料につきましては、令和6年度の保険料納付対象となる第1号被保険者数を4,030人と見込み、総額2億8,838万7,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金2億2,666万7,000円を国庫負担金として計上し、調整交付金及び地域支援事業交付金等を合わせた8,740万2,000円を国庫補助金に計上しております。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を合わせた3億4,185万5,000円を計上しております。

県支出金につきましては、介護給付費県負担金1億7,399万4,000円を県負担金として計上し、地域支援事業交付金887万4,000円を県補助金に計上しております。

一般会計繰入金は、介護給付費繰入金として1億5,410万円、地域支援事業繰入金として887万4,000円、低所得者保険料軽減繰入金として843万5,000円、その他職員給与費と介護認定等に要する事務経費として5,538万8,000円の合計2億2,679万7,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費については、職員給与など総務管理費として、3,923万7,000円、介護保険料の賦課徴収費として191万円、介護認定審査会費として1,391万9,000円を計上しております。

また、介護保険事業の円滑な運営や介護保険の重要事項についての調査及び審査等を行う運営協議会費として、12万4,000円を計上しております。

次に、保険給付費について、ご説明いたします。

まず、要介護1から要介護5までの認定者に対する介護サービス等諸費については、11億1,038万9,000円を計上しております。

次に、要支援1及び要支援2の認定者に対する介護予防サービス等の諸費について4,680万7,000円を計上しております。

その他諸費については、審査支払手数料といたしまして１２０万５，０００円を計上しております。

また、高額介護サービス等費について２，４１０万円、高額医療合算介護サービス等費として４５０万円、特定入所者介護サービス等費として４，５８０万６，０００円を計上しております。

次に、地域支援事業費について、ご説明いたします。

介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援１及び要支援２、基本チェックリスト該当者に対する訪問及び通所事業や、緩和した基準によるサービス等に係る費用として３，０８６万１，０００円を計上しております。

全ての高齢者が対象となる一般介護予防事業費として２３６万７，０００円、地域包括支援センター運営や生活支援コーディネーター業務、在宅医療・介護連携推進事業の委託など、包括的支援事業・任意事業費として２，４４６万円を計上しております。

また、保健福祉事業につきましては、地域支援事業では取り組むことができない一般高齢者対象の介護予防事業についての経費として、高齢者見守り支援事業２７万４，０００円を計上しております。

予備費については、不測の保険給付費等の支出増大に対処するため１００万円を計上しております。

以上の結果、令和６年度中山町介護保険特別会計の予算規模は、歳入歳出それぞれ１３億５，４４８万１，０００円となるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議第１４号「令和６年度中山町下水道事業会計予算について」の提案理由を申し上げます。

当町の公共下水道及び農業集落排水の使用状況を示す現在の水洗化率は、両施設合わせて約８９％で、年々わずかながらではありますが上昇している状況であります。

町といたしましては、今後とも公共下水道及び農業集落排水の両施設の適切な維持管理と普及拡大を図るとともに、経営の効率化と経営内容の改善を図りながら、本事業の目的である公共用水域の水質保全と生活環境の改善に万全を期してまいりたいと思っております。

当予算につきましては、これまで地方自治法の規定に基づく特別会計でありました、公共下水道事業及び農業集落排水事業を統合して、令和６年度からは地方公営企業法を適用した下水道事業となるため、予算書の構成はこれまでとは全く異なるもので、地方公営企業法施行規則に基づく内容となっております。

第２条業務の予定量につきましては、汚水処理戸数を公共下水道では３，０５７戸、農業集落排水では４１８戸、年間総汚水処理水量を公共下水道では８

5万4,000立方メートル、農業集落排水では12万立方メートルを見込んでおります。また、建設改良費といたしまして、公共下水道の管渠建設改良費370万円、流域下水道建設費負担金1,816万円等の合計で2,342万3,000円を計上しております。

第3条収益的収入及び支出につきましては、公共下水道事業の収入を3億5,621万8,000円、農業集落排水事業の収入を5,403万9,000円、公共下水道事業の支出を3億5,930万1,000円、農業集落排水事業の支出を5,278万9,000円計上しております。なお、公営企業会計の適用に要する経費の財源に充てるため、企業債180万円を借り入れるものでございます。

第4条資本的収入及び支出につきましては、公共下水道事業の収入を2億9,472万4,000円、農業集落排水事業の収入を418万2,000円、公共下水道事業の支出を3億3,887万1,000円、農業集落排水事業の支出を1,448万4,000円計上しております。資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する5,444万9,000円につきましては、引継金及び当年度損失勘定保留資金で補填するものでございます。

第4条の2この条項につきましては、これまでの特別会計は令和6年3月31日決算となり出納整理期間が設けられないことから、債権及び債務に係る未収金及び未払金を整理するものでございます。

第5条企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法等を定めるものでございます。

第6条一時借入につきましては、一時借入金の限度額を定めるものでございます。

第7条予定支払の各項の経費の金額の流用につきましては、流用することができる予算の項目を定めるものでございます。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、議会の議決がなければ、流用することができない経費を定めるものでございます。

第9条他会計からの補助金につきましては、一般会計から受ける補助金額を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 議第10号から議第14号までの令和6年度一般会計、各種特別会計及び下水道事業会計の新年度予算の質疑、討論、採決については、定例会最終日の3月13日に次の順序で行います。

初めに、議第10号の「令和6年度中山町一般会計予算」の質疑については、歳入全体の質疑の後に、歳出は各款ごとに順を追って行い、最後に総括質疑を

行い、討論、採決の順で行います。

次に、議第 11 号から議第 13 号までの令和 6 年度各特別会計予算の質疑については、各件ごと歳入・歳出に大別して行ったのち、各件ごとに討論、採決の順で行います。

次に、議第 14 号の「令和 6 年度下水道事業会計予算」の質疑については、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に大別して行ったのち、各件ごとに討論、採決の順で行います。

以上です。

日程第 12、議第 15 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第 15 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」の提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、パートタイム会計年度任用職員への勤勉手当支給に関する事項を定めるほか、所要の改正を行うものでございます。

また、フルタイム会計年度任用職員につきましては、これまで勤勉手当は支給しないことを基本とされておりましたが、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当が支給可能となることから、フルタイム会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給するため、あわせて支給に関する事項を定めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第 15 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第16号「特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第16号「特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、これまで町長、副町長及び教育長の給料月額について、それぞれ10%、5%、3%の減額措置を行ってまいりましたが、これをさらに1年間延長するためのものでございます。

また、非常勤職員の報酬について、新たに精神保健相談員を追加する等の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第16号「特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第17号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長(佐藤俊晴君) 議第17号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、通勤手当について、国の支給状況を踏まえ、使用距離の区

分に応じ、１００円から７，１００円までの幅で引き上げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第１７号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（起 立）

議 長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５、議第１８号「中山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第１８号「中山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

道路占用料につきましては、道路法第３９条第２項の規定に基づき各道路管理者が条例によりその額を定めるものとされておりますが、山形県をはじめ県内市町村においては、国の道路法施行令で定める道路占用料の額に準拠して定めております。

令和４年１２月に道路法施行令の一部が改正され、国の道路占用料は一部を除き、全体的に引き上げられました。

このことを受けまして山形県及び市町村のうち約８割が道路占用料を改正予定であることを踏まえ、当町においても道路法施行令に準じた内容とし、道路占用料を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第 18 号「中山町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議第 19 号「中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第 19 号「中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の利用促進を目的として、入浴割引回数券の設定回数の規制を緩和するため、利用料金表の一部を改正するものでございます。

改正の具体的な内容としましては、現在、12 回券の販売のみ規定されているところですが、12 回未満の回数でも回数券が販売できるように改正するものでございます。また、料金については回数に応じて一定の範囲内で指定管理者が設定することができるように改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第 19 号「中山町町民休養交流センター「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議第 20 号「中山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第 20 号「中山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、第 9 期介護保険事業計画期間である令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の介護保険料の額を改定するためのものであります。

第 9 期については、当町の高齢化率の高まりに伴い、高齢者の重症化率も高まってくることが予想されることから、給付費の増加が見込まれるところであります。

このような状況ではありますが、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者の介護保険料は、保険料軽減のため介護給付費準備基金を取り崩し、保険料上昇を抑制することで、現行基準月額 5,900 円と同額に据え置きたいと考えております。

また、それをもとに算出する所得段階区分ごとの介護保険料の年額ですが、国から示された改正基準に基づきまして、第 1 段階から第 3 段階の所得の少ない方の保険料軽減率を縮小するとともに、所得の高い方の第 9 段階を 4 段階ふやしまして、全 13 段階に改正するものでございます。

それにより、各所得段階の年額保険料を第 1 段階は、2 万 1 7 8 円、第 2 段階は、3 万 4,338 円、第 3 段階は、4 万 8,498 円、第 10 段階は、1 3 万 4,520 円、第 11 段階は、1 4 万 8,680 円、第 12 段階は、1 6 万 2,840 円、第 13 段階は、1 6 万 9,920 円に改定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第20号「中山町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第21号「中山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第21号「中山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

指定介護予防支援の基準等については、市町村が地域の実情に応じてみずからの判断と責任により、条例で定めることとされておりますが、このたび、国の省令が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、指定居宅介護支援事業所の人員配置、記録の整備、介護予防支援の具体的取扱方針等について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第２１号「中山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１９、議第２２号「中山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第２０、議第２３号「中山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第２２号「中山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議第２３号「中山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の２件の条例改正について、提案理由を一括して申し上げます。

指定地域密着型サービスの基準等については、市町村が地域の実情に応じてみずからの判断と責任により、条例で定めることとされておりますが、このたび、国の省令が改正されたことに伴い条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、地域密着型サービス事業所の人員の配置、記録の整備、身体的拘束等の禁止、協力医療機関、緊急時の対応等について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を一件ごとに行います。

最初に、議第２２号「中山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の

討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第２２号「中山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議第２３号「中山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから、議第２３号「中山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立)

議長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２１、議第２４号「中山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長（佐藤俊晴君） 議第２４号「中山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由

を申し上げます。

指定居宅介護支援の基準等については、市町村が地域の実情に応じてみずからの判断と責任により、条例で定めることとされておりますが、このたび、国の省令が改正されたことに伴い条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、居宅介護支援事業所の人員配置、手続きの説明及び同意、記録の整備について、改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(なしの声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから、議第24号「中山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立)

議 長 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時12分)

以上、会議の概要を記載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年3月5日

議 長 鎌 上 徹

署名議員 田 宮 昌 幸

署名議員 多 田 慎 二